

Client Alert

17 September 2019

オーストラリア初となる労働組合及びその職員 に対するカルテルでの刑事裁判手続はさらに 長期化する見込み

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

オーストラリアを代表する労働組合である建設・林野・海運・鉱山・エネルギー組合（Construction Forestry Maritime Mining Energy Union; CFMMEU）及びその職員に対するカルテルでの刑事裁判手続は、2度の審理の延期が認められ、さらに長期化する見込みである。

オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission; ACCC）及びオーストラリア連邦警察（Australian Federal Police; AFP）による調査の後、連邦公訴局長官（Commonwealth Director of Public Prosecutions; CDPP）が、CFMMEU 及びその職員をキャンベラの下級裁判所に起訴したのは、2018年8月のことである。本件は、オーストラリアの2010年競争・消費者法の下で初めてとなる労働組合及びその職員に対するカルテルでの刑事訴追であり、ACCCによれば、CFMMEU 及びその職員の1人は、2012年から2013年の間、鉄筋及び足場材料の供給者に違法な協定を締結するように促そうとしたとされている。

その後、同裁判所において刑事裁判が進められてきたが、手続に時間を要している。2019年4月の公判において、裁判官が被告人側の弁護人に証人への反対尋問申請を準備することを許可し、当局の開示資料が大部に渡ることも考慮し、4か月間の猶予を認められて、同8月に公判が延長された。8月の公判では、検察側は、被告人側の反対尋問申請に反対する予定はないものの、関係する4人の証人との間で、捜索令状などを巡り対立があると述べた。本件が新たな種類の案件であることも考慮して再び公判が延長され、次回の公判は2020年4月に開かれることになった。